

〔平成25年11月18日(月)朝会議終了後 経営会議〕

平成25年第4回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	1件
条例改正案件	3件
補正予算案件	2件
人 事 案 件	3件
計	9件

《条例制定案件》

(総 務 部)

◆消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の制定により消費税法(昭和63年法律第108号)が改正され、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴う改正を行うとともに、附則において必要な経過措置を講じるほか、美唄市農道離着陸場条例、市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例、サン・スポーツランド美唄条例について必要な改正を行う。

<改正内容>

- ・消費税率及び地方消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、次の各条例に規定されている使用料、手数料等について増税分を転嫁する。

1	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	16	美唄市給水条例
2	美唄市地域福祉会館条例	17	美唄市下水道条例
3	美唄市総合福祉センター条例	18	美唄市個別排水処理施設条例
4	美唄市スキー場条例	19	市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例
5	ピパオイの里プラザ条例	20	美唄市立児童館条例
6	美唄市交流拠点施設条例	21	美唄市民会館管理条例
7	美唄市体験交流施設条例	22	美唄市立公民館条例
8	美唄市パークゴルフ場条例	23	美唄市営温水プール条例
9	美唄市農道離着陸場条例	24	サン・スポーツランド美唄条例
10	美唄市米穀乾燥調製処理施設条例	25	アルテ ピアッツァ 美唄条例
11	美唄市小麦集出荷調製施設条例	26	美唄市営野球場条例
12	美唄市道路占用条例	27	美唄市営陸上競技場条例
13	美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例	28	美唄市営弓道場条例
14	美唄市都市公園条例	29	美唄市体育センター条例
15	美唄市工業用水道事業条例	30	美唄市総合体育館条例

- ・美唄市農道離着陸場条例について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、美唄市農道離着陸場の管理を指定管理者に行わせる場合の規定を設けるほか、使用料について見直す。
 - ・市立美唄病院診療費及びその他料金徴収条例について、当該条例に規定する診療費等に係る延滞金の割合は、美唄市税条例の規定に準じているところであり、美唄市税条例に規定する市税収入等に係る延滞金の割合については、地方税法の改正に伴い、去る平成25年3月31日付け専決により改正を行ったことから、同様の改正を行う。
 - ・サン・スポーツランド美唄条例について、サン・スポーツランド内のゲートボール場は、老朽化や利用実績などから廃止する改正を行う。
- 施行期日 平成26年4月1日(延滞金の割合の改正は平成26年1月1日)

《条例改正案件》

(総務部)

◆美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件

美唄市延滞金徴収条例に規定する税外収入に係る延滞金の割合は、美唄市税条例の規定に準じているところであり、美唄市税条例に規定する市税収入等に係る延滞金の割合については、地方税法の改正に伴い、去る平成25年3月31日付け専決により改正を行ったことから、同様の改正を行う。
 なお、附則において、美唄市道路占用条例、美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例を改正する。

<改正内容>

- ・年7.3パーセントの延滞金の割合の適用要件について、「督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して1月を経過する日までの期間」とする。(第3条関係)
- ・当分の間、年14.6パーセントの延滞金の割合については、特例基準割合(財務大臣が告示する貸出約定平均金利1.0パーセント(変動あり)に年1.0パーセントの割合を加算した割合)に年7.3パーセントを加算した割合とする。(附則第4項関係)
- ・当分の間、年7.3パーセントの延滞金の割合については、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。(附則第4項関係)
- ・美唄市延滞金徴収条例第3条の規定を引用する美唄市道路占用条例、美唄市準用河川及び普通河川流水占用料等徴収条例を改正する。(改正附則関係)

●施行期日 平成26年1月1日

(市民部及び保健福祉部)

◆美唄市後期高齢者医療に関する条例及び美唄市介護保険条例の一部改正の件

美唄市後期高齢者医療に関する条例及び美唄市介護保険条例に規定する保険料に係る延滞金の割合は、これまで美唄市税条例の規定に準じているところであり、美唄市税条例に規定する市税収入等に係る延滞金の割合については、地方税法の改正に伴い、去る平成25年3月31日付け専決により改正を行ったことから、同様の改正を行う。なお、附則において必要な経過措置を講じる。

<改正内容>

◎第1条 美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

◎第2条 美唄市介護保険条例の一部を改正する条例

- ・当分の間、年14.6パーセントの延滞金の割合については、特例基準割合(財務大臣が告示する貸出約定平均金利1.0パーセント(変動あり)に年1.0パーセントの割合を加算した割合)に年7.3パーセントを加算した割合とする。(後期高齢者条例附則第3条関係・介護保険条例附則第6条関係)
- ・当分の間、年7.3パーセントの延滞金の割合については、特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。(後期高齢者条例附則第3条関係・介護保険条例附則第6条関係)

●施行期日 平成26年1月1日

(消防本部)

◆美唄市火災予防条例の一部改正の件

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第49号)の制定に伴う建築基準法施行令の改正により、共同住宅の工事における中間検査を申請しなければならない工程及び中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程が新たに規定されたことに伴い、条例中の引用条項を整備するほか、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第88号)の制定により、消防の用に供する検定対象機械器具等の範囲及び自主表示対象機械器具等の範囲が見直されたことに伴い、条例中の引用条項を整備する。

<改正内容>

- ・建築基準法施行令の改正により、条例第29条の3に定める住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等の引用条項である「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。(第29条の3関係)

- ・消防法施行令の改正により、条例第29条の4に定める住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準の引用条項である「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。(第29条の4関係)

●施行期日 平成26年4月1日

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成25年度美唄市一般会計補正予算(第6号)

補正内容 経営会議資料

(病院事務局)

◆平成25年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市教育委員会委員任命の件

(森田 みちえ 委員 任期限 平成25年12月26日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(花井 捷明 委員 任期限 平成26年3月31日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(鈴木 重孝 委員 任期限 平成26年3月31日)

日程(予定)

11月25日(月)	5日(木)
26日(火)	6日(金)
27日(水)	7日(土)
28日(木)	8日(日)
29日(金)	9日(月)
30日(土)	10日(火)
12月1日(日)	11日(水)
2日(月)	12日(木)
3日(火)	13日(金)
4日(水)	

平成25年度 一般会計補正予算案 (第6号)

補 正 前 の 額		16,645,769									
歳 出 補 正				歳 入 補 正							
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)					
3 民生費	介護基盤緊急整備等補助事業	142,680		142,680	道 支 出 金	16 道支出金					
						2 道補助金					
						2 民生費道補助金					
						(介護基盤緊急整備特別対策事業費交付金)					
1 社会福祉費	補正内容 新規	負担金補助及び交付金		142,680							
	特別養護老人ホームの施設整備促進と入所待機者の減少を図るため、道の「介護基盤緊急整備特別対策事業費交付金」を活用し、地域密着型特別養護老人ホームを新築する事業者に対して、経費の一部を補助するもの。										
3 老人福祉費											
3 民生費	子育て支援センター管理事業	8,000		6,000	道 支 出 金	16 道支出金					
						2 道補助金					
						2 民生費道補助金					
						(子育て支援対策事業費補助金)					
2 児童福祉費	補正内容 増額	工事請負費		8,000	一 般 財 源						
	子育て支援センターの老朽化により屋上、玄関ポーチ部分の損傷から雨漏りが発生しているほか、北向きの玄関や窓からの冷風の吹き込みにより暖房効率の低下を招いていることから、道の「子育て支援対策事業費補助金」を活用し、改修工事を行うもの。										
1 児童福祉総務費											
3 民生費	子育て支援対策事業	11,112		3,500	道 支 出 金	16 道支出金					
						2 道補助金					
						2 民生費道補助金					
						(子育て支援対策事業費補助金)					
2 児童福祉費	補正内容 新規	委 託 料		11,112	一 般 財 源						
	「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査委託及び「子ども・子育て支援新制度」において国の仕様に基づく保育電子システムの構築が必要なため、道の「子育て支援対策事業費補助金」を活用し、実施するもの。										
1 児童福祉総務費											
5 労働費	環境に優しいフィルターリユース事業	3,475		3,475	道 支 出 金	16 道支出金					
						2 道補助金					
						4 労働費道補助金					
						(緊急雇用対策事業費補助金)					
1 労働費	補正内容 新規	委 託 料		3,475							
	厳しい雇用情勢に鑑み、緊急雇用創出対策として、工場等で使用される空調用フィルターリユース事業の起業を委託事業により実施することで、環境に配慮したまちづくりの推進とともに、失業者の雇用の創出を図るもの。										
2 緊急雇用対策事業費											
補 正 額		165,267		165,267							
				155,655	道 支 出 金						
				9,612	一 般 財 源						
						【一般財源の内訳】					
						普通交付税 9,612千円					
補 正 後 の 額		16,811,036									

【繰越明許費】

事 業 名	金 額
子育て支援センター管理事業	8,000 千円
子育て支援対策事業	9,612 千円

<設定理由>

補正予算第6号にて計上している「子育て支援センター管理事業」、「子育て支援対策事業」のうち保育電子システム構築委託について、平成25年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

事業名	市立美唄病院事業	予算所属 市立美唄病院事務局
-----	----------	-------------------

事業の概要	
<趣旨・目的> 市立美唄病院には、患者輸送車以外の公用車がないことから、本年度採納した寄付金を活用して病院事業に活用できる車両を購入しようとするもの。	<事業の実施体系と内容> 車両を購入して物品の運搬や職員の出張、他院との医療連携等に使用し、職員の利便性向上を図る。 車両購入費 1,550,000円 ※軽自動車（ワンボックスタイプ）を想定

会計	病院事業会計	款	資本的支出	項	資産購入費	目	車両購入費
----	--------	---	-------	---	-------	---	-------

(単位:千円)

補正予算額	特 定 財 源				
	国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
1,550				1,550	
特 定 財 源 の 内 訳					
款	項	目	名 称		金 額
資本的収入	寄付金	寄付金	寄付金		1,550
補 正 予 算 額 の 内 訳					
■ 車両購入費		1,550			
			合 計		1,550